

改 正 案	現 行																														
別記様式 1 号	別記様式 1 号																														
產 地 強 化 計 画	產 地 強 化 計 画																														
(品目名 : <u> </u> 【種別 : <u> </u> 】)	(品目名 : <u> </u>)																														
<table border="1"> <tr><td>計画(変更)策定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>都道府県名</td><td></td></tr> <tr><td>産地名</td><td></td></tr> <tr><td>市町村名</td><td></td></tr> <tr><td>計画主体名</td><td></td></tr> <tr><td>計画主体代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>住所(主たる事務所)</td><td></td></tr> <tr><td>電話(主たる事務所)</td><td></td></tr> </table>	計画(変更)策定年月日		都道府県名		産地名		市町村名		計画主体名		計画主体代表者名		住所(主たる事務所)		電話(主たる事務所)		<table border="1"> <tr><td>計画(変更)策定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>都道府県名</td><td></td></tr> <tr><td>市町村名</td><td></td></tr> <tr><td>計画主体名</td><td></td></tr> <tr><td>計画主体代表者名</td><td></td></tr> <tr><td>住所(主たる事務所)</td><td></td></tr> <tr><td>電話(主たる事務所)</td><td></td></tr> </table>	計画(変更)策定年月日		都道府県名		市町村名		計画主体名		計画主体代表者名		住所(主たる事務所)		電話(主たる事務所)	
計画(変更)策定年月日																															
都道府県名																															
産地名																															
市町村名																															
計画主体名																															
計画主体代表者名																															
住所(主たる事務所)																															
電話(主たる事務所)																															
計画(変更)策定年月日																															
都道府県名																															
市町村名																															
計画主体名																															
計画主体代表者名																															
住所(主たる事務所)																															
電話(主たる事務所)																															

改 正 案	現 行
目 次	目 次
<p>1 <u>産地の担い手の育成・確保の将来方向</u> (1) 生産構造の<u>現状と目標</u> (2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>産地強化計画参加農家の内訳</u></p> <p>注：<u>1..・2..</u> [略]</p>	<p>1 担い手の育成・確保の将来方向 (1) 生産構造の目標 (2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>注：<u>①・②</u> [略]</p>

改 正 案							現 行							
産地名	作付面積(ha)	安定的・継続的生産者		農家戸数(戸)	安定的・継続的生産者		農家戸数(戸)	うち主業農家(ha)		うち認定農業者(ha)	農家戸数(戸)	うち主業農家(戸)		うち認定農業者(戸)
		うち認定農業者(ha)	うち認定農業者に準ずる者(ha)		うち認定農業者(戸)	うち認定農業者に準ずる者(戸)		うち主業農家(戸)	うち認定農業者(戸)			うち主業農家(戸)	うち認定農業者(戸)	
現 状 (年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
目 標 年 (21 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：1. 作付面積、農家戸数欄は、野菜品目ごとに記入する。

2. (1) 計画の対象区域が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項に規定する野菜指定産地及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知）第3の2の(2)に規定する対象産地（以下「指定産地等」という。）の区域を超えている場合は、指定産地等の区域に該当する数値を（ ）書きとする。

(2) 計画の対象区域が、(1)の場合にとどまらず、複数の指定産地等を包含する場合にあっては、作付面積、農家戸数欄については、各指定産地等ごとに記入する。

(2) 担い手の育成・確保の考え方

•
•
•

注：1. 新規就農者の育成・確保をはじめ、産地の育成すべき経営体（担い手）の考え方について記述する。

2. (1) 認定農業者の育成・確保の考え方について記述する。

(2) 認定農業者に準ずる者の考え方及び認定農業者に準ずる者の認定農業者への誘導の考え方について記述する。

注：作付面積、農家戸数欄には、野菜品目ごとに記入する。

(2) 担い手の育成・確保の考え方

•
•
•

注：①育成すべき経営体（担い手）の考え方を示す。

②新規就農者の育成・確保について記入する。

改 正 案					現 行				
戦略タイプ名	現 状(年度)				目 標 (21年度)				
	出 荷 量 (作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	うち、構造改革に取り組む出荷量 (同作付面積)	うち、加工・業務用向け取り組む出荷量 (同作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	うち、構造改革に取り組む出荷量 (同作付面積)	うち、加工・業務用向け取り組む出荷量 (同作付面積)	
	(ト ン ha)	(ト ン ha)	(ト ン ha) (%)	(ト ン ha) (%)					
うち 指定産地等	(ト ン ha)	(ト ン ha)	(ト ン ha) (%)	(ト ン ha) (%)					
うち 計画主体	(ト ン ha)	(ト ン ha)	(ト ン ha) (%)	(ト ン ha) (%)					

注 : 1. ~ 4. [略]
 5. 1の(1)の作付面積に対応する出荷量を記入する。なお、計画の範囲が指定産地等の区域を超えている場合は、「うち指定産地等」の欄に指定産地等の区域に該当する数値を記入する。
 6. 計画主体が当該品目を市場等へ出荷する出荷量については、「うち計画主体」の欄に記入する。

(2)
 注 : 1. ~ 4. [略]

3
 注 : 1. ~ 3. [略]

(参考)
 注 : 1. ~ 2. [略]

4
 注 : 1. ~ 2. [略]

2 当該産地における具体的な目標
 (1) 当該産地における構造改革の戦略及び目標

戦略タイプ名	現 状(年度)				目 標 (21年度)				
	出 荷 量 (作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	うち、構造改革に取り組む出荷量 (同作付面積)	うち、加工・業務用向け取り組む出荷量 (同作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	出 荷 量 (作付面積)	うち、構造改革に取り組む出荷量 (同作付面積)	うち、加工・業務用向け取り組む出荷量 (同作付面積)	
	(ト ン ha)	(ト ン ha)	(ト ン ha) (%)	(ト ン ha) (%)					

注 : ①~④ [略]

(2)
 注 : ①~④ [略]

3
 注 : ①~③ [略]

(参考)
 注 : ①~② [略]

4
 注 : ①~② [略]

改 正 案				現 行
5 産地強化計画参加農家の内訳				
参加農家	作付面積(m ²)	区 域	備 考	
認－1 認－2 認－3 ・ 認－○ 小計				
準－1 準－2 準－3 ・ 準－○ 小計				
他－1 他－2 他－3 ・ 他－○ 小計				
合計				

注：1. 産地強化計画参加農家名簿に基づき、認定農業者は「認－○」、認定農業者に準ずる者は「準－○」、それ以外の者は「他－○」とし、それぞれの作付面積(m²)を記入する。

2. 区域欄には、当該品目の耕作地が所在する市町村名を記入する。

3. 備考欄には、認定農業者の認定年月日を記入する。

改 正 案	現 行																
<p>別記様式1号別添</p> <h2 style="text-align: center;"><u>認定農業者に準ずる者の説明資料</u></h2> <p style="text-align: center;">(品目名 : 【種別 :])</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">計画(変更)策定年月日</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">都道府県名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">産地名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">市町村名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">計画主体名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">計画主体代表者名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">住所(主たる事務所)</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">電話(主たる事務所)</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(認定農業者に準ずる者の例)</p> <p>① 直ちに認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。(以下「基盤強化法」という。)第12条の2に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者</p> <p>② 集落営農(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第2条第1項各号に規定する要件と同等の要件を満たす組織(以下「特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織」という。)であって野菜を出荷しているもの</p> <p>③ 代表者の定めがある規約を作成し、一元的に経理を行い、主たる従事者の所得目標が基盤強化法第6条に規定する市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者になることを目指す団体(②を除く。)</p> <p>④ 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者</p> <p>⑤ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)に基づく品目横断的経営安定対策等の野菜以外の品目に係る経営安定対策の対象者であって野菜を出荷している者</p> <p>⑥ 過去に認定農業者であって現在も経営規模を維持又は向上しつつ経営を継続しているがやむを得ない理由により基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の再認定を受けていない者</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">注: 1. 「認定農業者に準ずる者」については、①にあっては様式A、②又は③にあっては様式B、④から⑥までにあっては様式Cを用いて作成すること。 2. ①から⑥の例に該当しないような者について、認定農業者に準ずる者として挙げる場合は、その者が認定農業者に準ずる者であることを明らかにする書類を様式A、様式B又は様式Cに準じて作成すること。</p>	計画(変更)策定年月日		都道府県名		産地名		市町村名		計画主体名		計画主体代表者名		住所(主たる事務所)		電話(主たる事務所)		
計画(変更)策定年月日																	
都道府県名																	
産地名																	
市町村名																	
計画主体名																	
計画主体代表者名																	
住所(主たる事務所)																	
電話(主たる事務所)																	

改 正 案	現 行																					
<p><u>様式A 認定農業者への道筋が明確になっている者の場合</u></p> <p><u>1 計画主体代表者の意見</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(例) • 以下に掲げた者の認定農業者を目指して経営改善を図る計画は適切であり、産地としても支援して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(計画主体代表者) 署名又は 記名押印</p> </div> <p><u>2 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">現 状</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">将来目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(i) 作付面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ii) 売上高</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iii) 経営費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(iv) 所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(v) 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画 (できるだけ具体的に記述すること。)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-top: 20px;"> (認定農業者に準ずる者の氏名) 署名又は 記名押印 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 : 1. 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画については、認定農業者に準ずる者ごとに作成すること。 2. 産地強化計画参加農家名簿に基づき、(i) 作付面積、(ii) 売上高、(iii) 経営費、(iv) 所得の現状と将来目標、(v) 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画を具体的に記述すること。 3. その他必要な資料を添付すること。</p>		現 状	将来目標	(i) 作付面積			(ii) 売上高			(iii) 経営費			(iv) 所得			(v) 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画 (できるだけ具体的に記述すること。)			(認定農業者に準ずる者の氏名) 署名又は 記名押印			
	現 状	将来目標																				
(i) 作付面積																						
(ii) 売上高																						
(iii) 経営費																						
(iv) 所得																						
(v) 直ちに認定農業者にはなれない理由及び経営改善のための計画 (できるだけ具体的に記述すること。)																						
(認定農業者に準ずる者の氏名) 署名又は 記名押印																						

改 正 案	現 行										
<p><u>様式B 集落営農（特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織）であって野菜を出荷しているもの等の場合</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(i)集落営農等の名称</td><td>(ii)作付面積</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>注：1. 産地強化計画参加農家名簿に基づき、(i)集落営農等の名称、(ii)作付面積について記載すること。 2. その他以下の資料を添付すること。</p> <p>(1)集落営農であって野菜を出荷しているものの場合、特定農業団体にあっては、農用地利用規程認定書の写し及び構成員一覧、特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあっては、農用地の利用集積を図る地域の地図、総面積、集積目標面積等を記載した書類、定款又は規約の写し、経理の一元化を証する書類（通帳の写し等）、農業生産法人となる計画書（主たる従事者の氏名（人数）・所得目標等も記載）及び構成員一覧</p> <p>(2)代表者の定めがある規約を作成し、一元的に経理を行い、主たる従事者の所得目標が農業経営基盤強化促進法第6条に規定する市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者になることを目指す団体（集落営農であって野菜を出荷しているものを除く。）の場合、定款又は規約の写し、経理の一元化を証する書類（通帳の写し等）、農業生産法人となる計画書（主たる従事者の氏名（人数）・所得目標等も記載）及び構成員一覧</p>	(i)集落営農等の名称	(ii)作付面積									
(i)集落営農等の名称	(ii)作付面積										

改 正 案	現 行																				
<p>様式C 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者等の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）</td><td>(ii)作付面積</td><td>(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）</td><td>(ii)作付面積</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>注：1. 産地強化計画参加農家名簿に基づき、(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）、(ii)作付面積について記載すること。 2. その他以下の資料を添付すること。</p> <p>(1) 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者にあっては、19年度に認定の申請をする予定の農業経営改善計画の案又は市町村長の意見書</p> <p>(2) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく品目横断的経営安定対策等の野菜以外の品目に係る経営安定対策の対象であって野菜を出荷している者にあっては、支払い対象であることを証する書類等</p> <p>(3) 過去に認定農業者であって現在も経営水準を維持又は向上しつつ経営を継続しているがやむを得ない理由により基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の再認定を受けていない者にあっては、過去に認定された農業経営改善計画に係る認定書の写し</p>	(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）	(ii)作付面積	(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）	(ii)作付面積																	
(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）	(ii)作付面積	(i)認定農業者に準ずる者の氏名（又は名称）	(ii)作付面積																		

改 正 案	現 行
<p>別記様式 2 号 <u>注:</u> [略]</p> <p>別記様式 3 号</p> <p style="text-align: right;">番 月 号 年 月 日</p> <p>○ ○ 農政局長 殿</p> <p style="text-align: center;">○○県(都道府)知事 氏 名 印</p> <p>○○産地強化計画の(変更)協議について</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について(平成 年 月 日付け 生産第 号農林水産省生産局長通知) 第7の2(第7の3)に基づき、策定した○○産地強化計画について関係書類を添えて(変更)協議する。</p> <p><u>注: 1.</u> 北海道にあっては生産局長。沖縄県にあっては沖縄総合事務局長あて協議する。 <u>2.</u> 関係書類として、別記様式1号の○○産地強化計画(別添を除く。)及びその参考資料を添付すること。</p> <p>別記様式 4 号 <u>注:</u> [略]</p> <p>別記様式 5 号 <u>注: 1.・2.</u> [略]</p>	<p>別記様式 2 号 <u>(注)</u> [略]</p> <p>別記様式 3 号</p> <p style="text-align: right;">番 月 号 年 月 日</p> <p>○ ○ 農政局長 殿</p> <p style="text-align: center;">○○県(都道府)知事 氏 名 印</p> <p>○○産地強化計画の(変更)協議について</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について(平成 年 月 日付け 生産第 号農林水産省生産局長通知) 第7の2(第7の3)に基づき、策定した○○産地強化計画について関係書類を添えて(変更)協議する。</p> <p>(注) ① 北海道にあっては生産局長。沖縄県にあっては沖縄総合事務局長あて協議する。 ② 関係書類として、別記様式1号の○○産地強化計画及びその参考資料を添付すること。</p> <p>別記様式 4 号 <u>(注)</u> [略]</p> <p>別記様式 5 号 <u>(注) ①・②</u> [略]</p>

附 則

- この通知による改正は、平成18年11月14日から施行する。
- この通知による改正前の野菜の産地強化計画の策定について(以下「旧通知」という。)の規定に基づき産地強化計画の認定を受けた産地に係る野菜の産地強化計画の策定について第10及び野菜構造改革促進特別対策事業の運用について(平成14年4月1日付け13生産第9957号農林水産省生産局長通知)第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- この通知の施行の際現に申請されている産地強化計画の認定については、旧通知の規定に基づき行うことができる。
- 指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地以外の産地に係る産地強化計画にあっては、野菜の産地強化計画の策定について第2及び第7の規定の適用については、当分の間、従前の例によることができる。

改 正 案	現 行